

あなたの会社の**技術**を守る!

～技術流出対策の基本・事例とその意義～

2025

10/28 (火) 14:00～15:30 (予定)

定員

会場:50名

オンライン:50名

参加
無料

会場

北海道経済産業局 601会議室（札幌第1合同庁舎6階）

配信方法

Microsoft Teams ※オンライン参加申込をいただいた方に視聴用リンクを送付します

対象者

道内企業、大学等の研究機関、行政・支援機関等

※特にスタートアップ企業、半導体等をはじめとする製造業、航空・宇宙、医療等の関係企業の方や、海外との共同研究に力を入れている企業・大学等の関係者の方、金融機関の方は是非ご参加ください。

共催

経済産業省 北海道経済産業局、財務省 北海道財務局

プログラム

◆「経済安全保障の観点からの技術流出対策について」

経済産業省 貿易経済安全保障局 経済安全保障政策課
技術調査・流出対策室 室長補佐

◆「外国への技術流出のリスク」

北海道警察本部 外事課 課長補佐

◆「対内直接投資審査制度について」

財務省 国際局調査課 投資企画審査室 課長補佐



昨今、日本企業や研究機関の技術流出リスクが高まっています。自社の培ってきた競争力を保つためにも、技術流出対策の手法や具体例を学ぶことができる本セミナーに是非ご参加ください。特に、経済安全保障の観点から、技術流出対策は非常に重要です。技術が流出すると、企業の経済的損失だけでなく、国の安全保障にも影響を及ぼします。自社技術を守ることは、個々の利益を超え、国全体の経済的安定と安全の確保に不可欠です。道内の企業や大学、金融機関などの皆様の参加をお待ちしています。

お申込方法

締切：10/24（金）17:00

URLまたはQRコードから

お申し込み下さい。



https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/hokkaido-kokusai/202510_esgijyutsumem

お問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局

総務企画部 国際課

E-mail : bz1-hokkaido-kokusai@meti.go.jp

TEL : 011-709-2311 (2605)

すぐに活用できる！参考資料集

◆民間ベストプラクティス集（Youtube動画もあります！）

「具体的に、どうやって技術流出を対策すればいいのかわからない」という課題に対応すべく、自主的に様々な工夫を行っている企業の好事例をまとめています。



22. 重要技術を扱う従業員の海外出張に伴う対策

- 国内と海外の制度・慣習の違いから、思いがけないきっかけによって重要な技術や情報が流出するおそれがある。
- 海外では携帯電話やパソコンの内部まで検査されるケースもあるので注意が必要。
- 出張時のPC等の持ち出しの禁止や、出張の可否を組織的に吟味するなど、業態や職種のリスクレベルに応じて対策を講じることが重要。

A社の例（素材）

- 海外への出張者について、階層別の行動制限を設定。
- 機密情報漏洩防止のため、執行役員や事業部の本部長クラスに対しては、海外出張時の社用パソコン、携帯の持参を禁止している。

B社の例（電機）

- コア技術や、輸出入に関する業務に従事する管理職級の従業員に対して、一部の対象国への渡航を避けるように制限。
- また仮に出張が避けられない場合も、社用の携帯電話の持参を禁止。

海外での検査の事例

日本 ← → 訪問先国

・携帯電話の提出を命じられ、保存している写真等のデータを調べられたり、パソコン等の電子機器が検査の対象となることも



動画はこちら↓↓



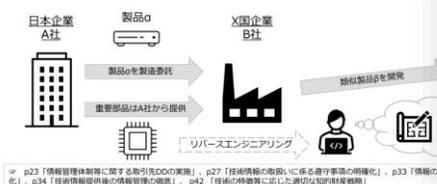
https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/best_practice2.0.pdf

◆技術流出対策ガイドンス（第1版）

様々なビジネスシーンに応じ、どのような技術流出リスクが存在するかを整理し、有効と考えられる技術流出対策を整理してご紹介しています。

Case 5：製造委託先からの技術流出

- 日本企業A社は、製造コストを下げるため、X国企業B社に製品αの製造を委託することを決めた。
- 技術流出には特に注意し、製品のコアとなる重要な素材や部品はA社から提供することにし、最終加工および組立のみを委託することにした。
- しかし、数ヶ月後、より安価な類似製品βにより、X国のシェアが奪われ始めた。販売元を調べると製造委託先のB社であった。A社はB社に抗議したが、B社は「独自開発品である」と主張した。
- B社は、A社から提供された部品をリバースエンジニアリングし、類似品の製造を行っていた。



※ p23「情報管理体制に関する取引先DPOの実践」、p27「技術情報の取扱いに係る遵守事項の明確化」、p33「情報の転記」、p34「技術情報提供後の情報管理の徹底」、p42「技術の特許等に応じた適切な知的財産権管理」

2. ④ 契約終了後の手続の明確化

- 契約終了後に、技術情報が記載・記録された文書・電子媒体やカスタマイズされた製造装置が第三者が流出することで、技術流出につながる可能性がある。
- 契約終了事由は様々であり、終了時に新たな合意を行うことが困難なケースも多いため、あらかじめ契約終了後の処分手続を明確に定めておくことが重要。
- その上で、契約書は円滑な処分のための準備に過ぎず、撤退時に確実に履行することが重要。

対応策の例

1. 自社による記録媒体の処分を明確化
 - 契約期間中に取引先の記録媒体に記録せざるを得ない場合は、契約終了と同時に、権利を放棄させ、自社の処分に関する旨を定める。
2. 処分手続の可視化
 - 技術情報が記載された文書等については自ら処分するのが望ましいが、取引先において処分する場合であっても、処分事業者の選定を自ら行うことができるようにする。
3. 守秘義務の存続
 - 処分漏れ等の理由で、取引先に技術情報が残ってしまう場合も存在するため、存続条項に守秘義務条項を含めること等を通じて、契約終了後も、守秘義務を存続させる。
4. 非公開の紛争解決手続の利用について規定
 - 仮に紛争になった場合、技術情報が記載された文書等が証拠提出されると、訴訟記録として公開されるリスクがあるため、非公開の紛争解決手続を利用できるよう、仲裁条項等を定めることも有用。



https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/guidance.pdf